

琉球処分をめぐるヤマト・メディアの琉球論

草野, 泰宏

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究

(巻 / Volume)

40

(開始ページ / Start Page)

189

(終了ページ / End Page)

226

(発行年 / Year)

2014-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00009987>

琉球処分をめぐるヤマト・メディアの琉球論

草野泰宏

はじめに

一八七九（明治十二）年三月、琉球藩が廃止され、沖縄県が設置された。一般にこれを琉球処分と呼ぶ。¹⁾ 本稿では、琉球処分直後にヤマト・メディア²⁾が何を報道していたのかを見ていき、そこから当時の琉球・沖縄観を明らかにし、またその琉球・沖縄観がヤマト・メディアを通して読者たちにとどのような影響を与えたのか、を明らかにすることを目的とする。

琉球処分をめぐるヤマト・メディアの報道について論じた研究はいくつか存在する。その中でも先駆的な研究は岡義武のものであろう。ただし岡の研究は当時の外交問題全体に関する新聞報道について研究しているため、琉球処分については概観にとどまっている。³⁾

琉球処分期の新聞報道に関する代表的な研究としては比屋根照夫の研究が挙げられる。比屋根は自由民権期の諸新聞における沖繩論を検討している。しかし、比屋根の研究は、自由民権期にいかにも沖繩に関する「民権」が語られていなかったのか、という思想的限界を明らかにすることを主目的としているように感じられる。⁴⁾

三谷博は琉球問題をめぐるヤマト・メディアの報道を分析している。しかしそれは、琉球問題を通して日本のアジア観、特にアジア主義がどのように変化・形成したのか、ということについて中心に論じており、ヤマト・メディアがどのような琉球・沖繩観を形成したのか、ということについては触れられていない。⁵⁾

塩出浩之は琉球処分期のヤマト・メディアの記事を分析し、琉球処分をめぐる各紙の論調の特徴を明らかにしている。また、日中双方で発行されていた新聞を参照することで、日中両国で琉球をめぐってどのような対立点・一致点があったのか、また日中の相互イメージにはどのようなものがあったのかを明らかにしている。しかし、塩出は琉球内部に関する議論については全く触れていない。また、ヤマト・メディアの報道によってどのような琉球・沖繩観が形成されたのか、という点については論じられていない。⁶⁾

そこで本稿では、琉球処分に関するヤマト・メディアの報道を見ていき、そこからどのような琉球・沖繩観が形成された(あるいはされようとした)のかを明らかにしていくことにする。そしてヤ

マト・メディアの琉球・沖縄観が報道を通して、ヤマト・メディアの読者にどのような影響を与えたのかを明らかにする。特に、記事に関しては、外交問題だけではなく、琉球内部に関する記事も含めて議論していくことにする。

次に扱う時期についてである。当時、琉球にはまだ電信が通っていない⁶⁷。したがって琉球内の情報が中央、特に新聞社の本社が多くある東京にまで到達するには相当の時間を要したことは容易に想像できる。特に琉球内に関する報道は五月以降に多くみられるのである。したがって、本稿では、琉球内に関する報道が多く見られるようになる一八七九年五月以降の記事を扱うことにする。

次に扱う新聞だが、当時発行されたヤマト・メディアのうち、代表的な大新聞（主に政治・経済を扱う新聞。一方、芸能などを中心に扱う新聞は「小新聞」と呼ばれる）である『東京日日新聞』（以下『東京日日』と略す）、『郵便報知新聞』（以下『郵便報知』と略す）、『東京曙新聞』（以下『東京曙』と略す）を扱う。特に中心となるのは『東京日日』と『郵便報知』である。

本論に入る前に、以下に本稿で扱う新聞各紙について、簡単に見ておこう⁶⁸。

『東京日日新聞』

一八七二（明治五年）年二月創刊。一八七四年に福地源一郎（桜痴）が入社したことにより紙勢を拡大させる。いわゆる政府の「御用新聞」として知られる。また、福地と長州系政府要人との間に個人的に親しい関係があったという⁶⁹。しかし、『東京日日』は必ずしも政府の意向に即した意見のみを

述べていたわけではなく、特に外交論においては政府追従の意見のみを述べていたわけではないようである。¹⁰⁾ また、『東京日日』は「太政官記事印行御用」の許可を得ているが、政府が発する情報を優先的に提供されていたわけではないようである。¹¹⁾

『郵便報知新聞』

一八七二年六月創刊。栗本鋤雲が慶應義塾卒の藤田茂吉を入社させて以来、記者には慶應義塾出身者が多くあった。代表的な民権派新聞で、自由民権期には「一貫して民権論的な論調を展開し、もともと代表的な民権派の新聞としての位置を保ち続けた」。¹²⁾

『東京曙新聞』

一八七一年五月『新聞雑誌』の名で創刊。一八七五年一月から『あけぼの』、一八七五年六月から『東京曙新聞』と改題した。経営者が何度か変わり、新聞の論調も突如変化することがあり、主張にも一貫性がなかった。そのため「信用を失い」「民権運動の高揚につれて次第に紙勢は弱くな」った。¹³⁾ なお、以下に引用史料には適宜句読点を付すとともに「」による補足を施し、一部旧字体を改めた。

一 琉球処分と国際関係

1 中国新聞への批判——琉球処分の正当性

五月二・三日の『郵便報知』に『申報』⁽¹⁴⁾の記事の訳が掲載される。『申報』は当時清で発行されていた新聞であるが、そこには琉球処分に対する清側のメディアの見解が書かれていたようである。『郵便報知』によると、『申報』の琉球処分に対する意見は以下の通りである。『申報』はまず琉球の位置や生活の様子などを述べて「其国〔琉球〕ノ瘠瘠貧苦ナル」ことを示す。その上で「日本、何ノ貧ル所ニシテ而シテ必ラス之〔琉球〕ヲ滅スル乎」と、日本が琉球を滅ぼすことについて疑問を呈する。更に、「琉球ノ貧弱ヲ以テ、向來、役ヲ東洋ニ受ケ、即チ職責ヲ中国ニ修メシムルモ、仍ホ畜ニ日本ノ属地タルノミナラス。琉球ハ瘠苦自存スル能ワサレハ、全ク貢舟ニ頼リテ販鬻シ、其関税ヲ免レ、稍ヤ余資ヲ得テ拳国能ク存活シ、而カモ資本ハ多ク日本ヨリ貸リタルナレハ、即チ販回ノ貨モ亦運シテ日本ニ往ク者ハ十ノ八九ニシテ、国人ハ貧甚シケレハ買フ能ハサルナリ。然レハ則チ、日本必ラス此ヲ滅シテ甘心セントス、此レ何ヲ以テノ故ナルヤ」と、琉球は清との朝貢貿易や日本からの資本の貸し出しによって何とか自活できていることを示しつつ琉球を滅ぼそうとする日本の姿勢に疑問を示している。『申報』は続けて「其地ヲ得ルモ以テ国ヲ裕ニスルニ足ラス、其王ヲ擄メルモ以テ威ヲ示スニ足ラス。而シテ徒ラニ寡少ヲ欺キ、凌クヲ以テ譏ヲ天下後世ニ取ル、又胡為レゾヤ」、「日本

乃ち必ラス之ヲ滅サント欲ス。以テ理ヲ言フ乎、則ち正カラス。以テ情ヲ言フ乎、則ち公ナラス。以テ功ヲ言フ乎、則ち武ナラス。以テ智ヲ言フ乎、則ち周カラス。衅ヲ中国ニ挑ント欲シテ、而シテ中国未タ必ラス其機ニ中ラス。西国ニ倣法セント欲シテ、而シテ西国且ツ將ニ其妄ヲ笑シ。天下之ヲ議シ、後世之ヲ非シ、隣邦之ヲ譏リ、小国之ニ備フ。人ハ地ヲ得ルヲ以テ日本ノ為メニ賀スルモ、余ハ直チ二国ヲ滅ボスヲ以テ日本ノ為メニ吊ス矣」と述べ、琉球処分には利点がなく、逆に日本を滅ぼすものであるとしている。この『申報』の見解について『郵便報知』は「支那ノ自保論ニ類スル者」と一切取り合うことなく一方的に切り捨てている。

一方、『東京日日』でも琉球処分に対する清側の見解が報じられている。五月五日の記事には清の駐日公使何如璋が明治政府に対して抗議した内容が掲載される。まず何は「元来琉球ハ日清兩屬の姿にて数百年打過ぎ候ひしに、何の義とハ知らず、斯く藩を廢め、強て貴國の版圖に附せられしハいかなる事にや。是れ貴國より求めて隣交の誼を破られたるものごさんなれ」と琉球処分を批判する。また何は「抑も善隣の要ハ唯一つの理と申すもの、候なる。此の理によりてぞ強者も弱者を酷ぐる能はず、小者も大者の侵掠を免かるゝにて候」、したがって「若し貴國にて琉球を強て、との玉はゞ、是れ理を去て欲を遂らるゝにて候へば、よも我が衙門にて枉屈の由を申し出さでや候べき。其折り、御答の様によりてハ辜なき兩國の人民の如何なる災厄を被らんも測り難きか。唯然るべくハ琉球を兩屬のまゝにさせ玉ひて日清の和平を長久に保たせられんことこそ望ましく候へ」と、琉球処分には正当

性がなことを述べた上で日清間の戦争に至る可能性を示し、戦争に至るより「琉球を両属のま、」にさせて日清間の「和平を長久に保」つことが望ましいとしている。『東京日日』によると、明治政府はこのような何の訴えに対し「我が政府にて採用まします、此事に付き清廷より故障申されんにハ、是非を砲弾に訴ふるまでよ、と御評決なりしかば、公使の願望も徒ら事になりしとぞ」と、場合によつては軍事力を用いることまで触れながら、かなり強い調子で退けたようである。

ヤマト・メディアは清側の意見を一方的に否定したが、清の新聞では琉球処分について依然として語られているようで、『郵便報知』は六月二十一日・二十三日の社説でそのことについて論じている。同社説は『循環日報』(以下『循環』と略す)という清で発行されていた新聞の記事に対して『郵便報知』が反論したものである。『郵便報知』は「循環日報記者ガ我琉球処分ヲ論スルニ至リテハ、牽強附会至ラサルナク、妄想ノ最モ甚シキモノナリ」として次のように続ける。「循環」日報記者ハ曰ク、琉球ハ中朝ノ藩服タリ。今ヨリ始ルニアラズ、ト。余輩甚タ之レニ惑ヘリ。清国若シ初メヨリ琉球ノ藩服タルヲ信セハ、何ゾ其藩服ヲ保護スルノ道ヲ尽クサ、ルヤ。我政府琉球ヲ保護シテ警備ヲ置キ、官吏ヲ造リ、以テ島民ヲ支配スルハ今ヨリ始ルニアラズ」と、清は琉球を保護する政策をとらなかつたのに対し、日本は琉球を実効支配していることを示すことで清側の見解に対して批判を加えている。また、更に『報知』は「循環」日報記者ガ之「琉球処分」ヲ論シテ、日本近コロ兵力ヲ以テ琉球ヲ脅制シ、其ノ国王ヲ廢シテ県主トナス、ト云フガ如キハ、幾ント自ラ迂闊ヲ示スニ過ギサルナ

り。我国固ヨリ兵威ヲ琉球ニ示シタルコトナシ」と『循環』の主張を誤りだと指摘する。更に「論者〔清の新聞記者〕ハ新聞記者タリ。論スル所ノ問題ハ琉球事件タリ。而ルニ其事実ヲ失フ、斯クノ如キハ何ゾヤ。只管琉球ノ利害ヲ懸念スルノ人ニシテ其所論ノ要点ニ付キ斯ク甚シキ誤謬アルハ記者ガ平生不注意ノ甚シキト其論意ノ粗漏ナルヲ知ルニ足レリ」と『循環』の記者の能力自体に問題があると批判している。その一方で「支那ハ貿易上我ト最モ親密ノ関係アリ。若シ夫レ兩國ノ利ヲ謀ラハ、終始和合シ、以テ将来ニ国民ノ幸福ヲ増進スルノ外ナキナリ。琉球若クハ朝鮮事件ノ如キ、細故ヨリシテ将来ノ洪益ヲ失ハシムルカ如キハ、余輩ノ取ラサル所ナリ。故ニ余輩ハ専ラ清國ト一層友誼ヲ厚クシテ、以テ二國ノ利ヲ謀ラント欲スルナリ。唯リ貿易ノミナラス兩國ノ和親□政略上亦欠ク可ラサルモノナリ。是ヲ以テ清人ノ我ニ対シテ惡意ヲ顯ハスモノアルヲ喜バスシテ切ニ論シテコ、ニ及ヘリ」とも述べている。ここで明らかなように、『郵便報知』は日清の友好関係を重要視し、朝鮮問題と琉球問題のような細かい問題で日清が争うことを懸念している。

同様のことは『東京日日』でも語られている。『東京日日』八月六日の社説「支那ノ関係」では「世ニ好事者アリ。揣摩憶測ヲ逞ウシテ信ズルニ足ラザルノ流言巷説ヲ敷衍シ、自己ノ速了ヲ以テ支那ノ近況ヲ評シテ曰ク、支那政府ハ我政府ノ琉球処分ヲ不当ナリトシ、將ニ曲直ヲ砲火ニ訴ヘントス」と清が軍事力をもって琉球問題の解決を図ろうとしているという、「揣摩憶測ヲ逞ウシテ信ズルニ足ラザルノ流言巷説ヲ敷衍シ」た説があることを指摘する。『東京日日』は「支那政府ガ琉球処分

二関シテ云々スル所アルハ我輩嘗テ之ヲ伝聞セザルニ非ズ」であるが、「夫ノ琉球ノ我邦ノ属地タル證據ノ判然トシテ明確ナルハ中外人ノ共ニ公認スル所ナレバ、設令ヒ今日我政府ガ如何ナル処分ヲ琉球ニ施ストモ固ヨリ支那政府ニ於テ之ヲ是非スルノ理由ナキ」と琉球が日本の「属地」であることは国内だけではなく国外（恐らくは西洋諸国を意図しているのだろう）においても認められている以上、清が口出しする理由がないと述べる。もちろん「今日琉球ノ処分ニ付テモ多少ノ議論ヲ支那ニ惹起シタルモ計ルベカラズト雖ドモ、畢竟支那ヨリ我邦ニ向テコソ多少ノ憤怒猜疑ア」るのだが、「我邦ヨリ支那ニ向テハ毫末ノ憤怒モナケレバ猜疑モナク、且ツ我邦ト支那ト相ヒ親睦シテ唇齒輔車ノ關係ヲ實際ニ失ハザルノ東洋政略ニ緊要ナルヲ知ラバ、設令ヒ支那ニ於テハ如何ナル議論ヲ生ジ、如何ナル談判ヲ開クトモ、彼レヨリ兵端ヲ開クニ非ザレバ、我邦ニ於テハ決シテ支那ヲ猜疑セズ成丈ケ親睦ノ手段ヲ尽シテ支那ノ歛心ヲ實際ニ失ハザランコトヲ之レ努メザルベカラズ」と、清に対して猜疑心を懷かず親密な交渉をすることを求める。したがって「断行政略」は「東洋ノ政略ニ甚ダ不可ナルモノナリ。欧州諸国ニ向テ施スベクシテ東洋諸国ニ向テ行フベカラザルモノナリ」と対東アジア政策としてとるべき方策とはならない。『東京日日』もまた日清間の友好関係を重要視しているのである。そのため、「断行政略ヲ以テ我ヨリ軍艦ヲ支那ニ差向ケ、以テ戦ヲ彼レニ挑ムベシ、ト速了シテ、我レヨリ支那ノ和親ヲ破ルコトアラバ、是レ即チ断行政略ノ誤用ニシテ、設令ヒ戦争ノ全勝ヲ我レニ得ルトモ、其弊害ハ畜ニ支那ノ歛心ヲ失フノミナラス、大ニ東洋ノ大計ヲ誤テ将来ノ形勢頗ル憂慮スベ

キモノアリ」と、日清間で争うことは、例え日本が勝利したとしても「東洋」(東アジア)にとつて大いなる損失である事を示している。それは「断行政略」は「欧州諸国ニ向テ施スベ」きであるとして述べている点から、西洋の存在を意識してのものだと思われる。後に述べるように、当時のヤマト・メディアには西洋に対抗するための日清提携を主張するものが多く見られる。ただし注意しなければならぬのは、確かにヤマト・メディアは西洋と対抗するために日清提携を主張したが、しかしその一方で西洋が琉球を日本の「属地」であると認めていることが、ヤマト・メディアが琉球領有の正当性を主張する際に大きな意味を持っていたということである。

2 琉球処分の正当性と西洋

先に引用した『東京日日』に「夫ノ琉球ノ我邦ノ属地タル證據ノ判然トシテ明確ナルハ中外人ノ共ニ公認スル所」とある。そして『郵便報知』は八月三十日の論説で、清の新聞で日本の公使が語ったものであるが、琉球処分を西洋諸国が支持していることを述べている。同記事によると「近日英京太晤士日報を査するに、之(琉球処分)を論する最も詳尽なりと為す」とある。そして「英京太晤士日報」において述べられていることを語る。『郵便報知』によると、「英京太晤士日報」は、明治政府が琉球処分を行ったのは「内政を整頓」したものに過ぎず、また琉球は一六〇九年以来日本に「内属」している、と述べている。しかも「則琉球の日地たるハ西国も既に之を知れり²²⁾」とも述べているよう

である。つまり、西洋諸国が明治政府の琉球処分を認めていることを、この「英京太晤士日報」は述べているというのである。

ここで挙げられている「英京太晤士日報」というのはイギリスの『タイムズ』紙のことであろう。七月二日の『東京日日』にはこの『タイムズ』紙の記事の抄訳が掲載されている。同記事によると、まず『タイムズ』紙は「日本ハ琉球島ヲ合付シタリトノ報知ハ誤伝タルヤ明カ」であると述べている。続けて『タイムズ』紙は琉球処分について、「日本政府ハ古来ヨリノ所属タリシ同島ニ向テ単ニ其政令ヲ施行セントシタルノミ」と述べる。そして琉球が日本の「古来ヨリノ所属」である理由として、『タイムズ』紙は一六〇九年の琉球出兵以来、琉球は薩摩の支配下にあり「實際君主ノ権ハ無」という点を挙げる。また更に「日本帝権ノ同島〔琉球〕ニアルコト」の理由として台湾出兵も挙げている。以上のことから『タイムズ』紙は日本に琉球の領有権があることを示す。したがって、琉球処分は、日本政府が「単ニ同島地方ノ旧習ヲ全ク改除シ、而テ日本一般ノ政令ヲ偏ク同島ニ施及シタル而已ナラン」となる。

以上からわかるように、『東京日日』が訳した『タイムズ』紙は琉球処分を、元からある領土の政治制度を変更したものに過ぎないと判断しているようである。つまり、日本の琉球領有権を西洋の新聞は正当なものとして認めているのである。

欧米の諸新聞において琉球問題がどのように書かれているのか、特にその正当性や清との関係につ

いてどのような意見の幅があったのか、という点については十分な調査ができておらず、今後の課題である。少なくともヤマト・メディアが西洋メディアの記事にさまざまな見解がある中で有名紙を選び自己にとって都合のいい記事だけを選んで翻訳した、ということは否定できない。しかし、ここで重要なことは、「西洋側が琉球処分分の正当性を認めている」という点である。先に示した『報知』の記事で、日本の公使が『タイムズ』紙の記事について触れていたように、政府の役人も西洋が琉球処分分の正当性を認めていたことを重要視し、また明治政府が琉球処分を行ったことの正当性の根拠としていた。それだけ、西洋が認めているということは大きな意味を持っていたのである。ただし、日本にとって西洋は外交の論理として依拠すべき存在というだけではなかった。特に東アジア（東洋）という観点で見た場合、西洋は対抗すべき存在でもあった。

3 日清提携論と西洋

九月一・二日の『郵便報知』の社説では「抑モ琉球処分ノ如キハ我内政上一部ノ改革ニシテ、他國ノ得テ喙ヲ容ルベキ所ニ非サル」ものであると琉球処分は内政問題であり、他國が口を挟む事柄ではないことを述べている。したがって「固ヨリ清政府ガ堂々ト論スベキ条理モナク又主張スベキ辞柄ナキ」ものなのである。同記事では英国公使ウエードが台湾出兵の時に仲介した時の書類が琉球処分に關するヤマト側の主張の根拠になり得ることを示している。ここからも西洋の意見が琉球処分の正当

性に大きく寄与しているであろうことが看取できる。また同社説で『郵便報知』は清の軍事強化について指摘しているが、それは「帝国ノ独立ヲ維持スルガ為メニ緊切ナル準備ヲナスモノニ非ラサルヲ得ンヤ」また「防禦ノ為メニシテ進撃ノ為ニスルニ非サルナリ」⁽²⁾とあくまで防衛のためである事を指摘する。それよりも『郵便報知』が懸念するのは「唯狡猾為ル外国商ガ此機ニ乘シテ浮利ヲ博取セント欲シ、清人ヲ煽動シ、亦日本人ヲ唆嗾シ、両国人民ヲシテ今ニモ妖氣ノ頭上ニ墮落セントスルガ如キノ感情ヲ起サシメ、暗ニ両国政府ニ警心ヲ懷カシメ、以テ古陳ノ武器ヲ売付ケ、腐朽ノ戦艦ヲ買上ケシメ、以テ軍器戎服等百般ノ準備ニ国帑ヲ発シテ吝マザラシメント目論見タルナリ」⁽³⁾と、外国商人が日清双方の人民を煽動して戦争を引き起こさせようとしていることであつた。

また、『東京日日』も九月二日の社説「琉球ノ関繫」で琉球問題を論じている。ここでも『東京日日』は清が琉球問題を解決するために軍事力に訴えようとしているという噂を否定している。また同社説では、「清国公使」と日本政府の「某大臣」という外交担当者同士による応答を取り上げている。その内容から、日清間での琉球問題に対する意識の違いが見られる。同社説によると「清国公使」は「琉球ノ事ハ重大ナリ。早晩為ニ日清両国ノ間ニ不和ヲ醸スノ患ナキヲ保セズ」と琉球問題を重大視し速やかなる解決を求めているのに対し、「我某大臣」は「琉球ノ事ハ小事ナリ」と琉球問題は小さな問題であると断定する。そして「今日ノ急務ハ日清両国相ヒ合縦シテ事ヲ謀リ、俱ニ共ニ外邦ニ向テ其国権ヲ維持スルニ在リ」と日清提携こそが現在の国際関係上重要な事であり、「琉球ノゴトキ小

事ノ為ニ兩國ノ合縦ヲ敗ルハ決シテ策ノ得タル者ニ非ザルナリ」と琉球問題のような「小事」で兩國の關係を悪化させるべきではないと述べている。ここで日本の「某大臣」が日清の提携を重要視しているのは「今夫レ欧州諸國ノ東洋ヲ遇スル、傲慢放恣、日清兩國ノ如キモ共ニ其凌辱ヲ蒙リ、獨立國ノ權理ヲ失フハ一ニシテ足ラズ」と西洋諸國の東アジアに対する態度、その蔑視と差別を意識してのものである。この点は、同社説で「切迫談判ノ説ノ世上ニ行ハル、ヤ、其源流ハ頗ル曖昧ノ間ニ在レバ之ヲ討究スルニ由ナシト雖ドモ、上海ノ中外諸新聞ニ於テ頻ニ支那ノ為ニ主戰說ヲ作為シテ当局ヲ煽動スルノ状在ルモノ実ニ風説ノ原因トナリ、我國ニ於テモ横浜ノ西字新聞ニ間々之ニ唱和スル者モ尠ナカラズ。是レ大抵東洋ノ無事ヲ患ヒ、日清ノ和親ヲ恐レテ之ヲ離間セント謀リ、且ツハ其葛藤ノ期ニ乘ジ兵器ノ商売ニ於テ自ラ利スル所アラント冀フノ奸策ニ出ル者タルガ如シ」であるから、「一概ニ世説ヲ信セバ、或ハ却テ禍機ヲ助ケ、西人ノ術數ニ陥ルノ患ナキヲ保セザルナリ。自今而後、吾曹ハ此關係ニ付キ成ルベキ丈ハ信ヲ措クニ足ルベキ說ヲ得テ之ヲ讀者ニ報道スベシ。讀者請フ、願クハ早計シテ世説ノ虚伝ニ誤ル、コト莫レ²⁶」と述べている点からもうかがえるものであり、先に見た『郵便報知』の社説と共通するものである。こういつた西洋に対する危機感から、「日清兩國相ヒ合縦シテ事ヲ謀リ、俱ニ共ニ外邦ニ向テ其國權ヲ維持スル」ことが必要とされる。そのため「琉球ノゴトキ小事ノ為ニ兩國ノ合縦ヲ敗ルハ決シテ策ノ得タル者ニ非ザル」のである。ここには、西洋と対抗するため日清が提携しなければならぬという、いわば運命共同体としての東アジア観が見て取れ

る。²⁷そして日本側は日清提携を模索するためにも琉球問題を「小事」として日清間で外交問題化しないよう求めた。これは、先に見た六月二十一・二十三日の社説から明らかのように、『郵便報知』も同じ考えであった。それに対し「清国公使」は「太ダ其説ヲ然リトシタリ」と「某大臣」の意見を受け入れたと書かれている。この社説から判断する限り、清側も日本側と同様、西洋に対抗するための日清提携を重要視していると見える。もちろん、清側の背景として当時イリ地方をめぐってロシアと係争中であつたということもあろう。²⁸すでにロシアとの間で領土問題を争っていたので日本とも争うことはとてできない状況であつたわけである。そのために清側は「太ダ其説ヲ然リトシタリ」と言うしかなかつたのかもしれない。ともかくもここで明らかのように、『東京日日』は西洋に対抗するために日清提携を重要視していた。したがって、琉球のような「小事」のために日清が争うということとは、最も避けるべき事態であると考えられていた。そのため、琉球問題は「小事」に落とし込められ、日清間で不問に付されることとなつたのである。

ヤマト・メディアは、琉球処分をめぐる中国側の批判を一方的に否定した。それは、琉球処分を内政問題であるとして外交問題化させないためのものであつた。そしてそのためにヤマト・メディアは西洋の反応も利用した。琉球処分の正当性を西洋が認めているということは、明治政府とヤマト・メディアにとって重要な意味を持っていた。後で見ると、ヤマト側は西洋の論理で琉球側の論理を否定した。ヤマトにとって西洋とは、外交の論理において（また周知のように政治制度などにおいて

も) 依拠すべき存在だったのである。

一方、ヤマト・メディアは日清間で争うことに関しては否定的であった。その背景には、当時世の中に出回っていた、日清間の衝突が近いという「噂」の存在がある。ヤマト・メディアは、このような「噂」は西洋の商人が捏造したもので、日清を争わせている間に漁夫の利を得ようとする考えであると、非常に危険視していた。更に、当時あった西洋の東アジアに対する差別的な態度もあった。何より西洋の植民地となるのではないか、という危機感は、当時の東アジアにおいて非常に大きな意味を持っていた。²⁹⁾そして西洋と対抗するために日清提携が主張された。日清提携という「大事」の中、琉球問題は「小事」に落とし込まれた。西洋に対抗するために日清が提携する必要がある以上、日清間で琉球をめぐる争いを起こし、西洋を利することは避けるべきことだった。そのため、琉球問題を「小事」に落とし込み、外交問題化を避けようとしたのである。しかし、それはあくまでヤマト側にとつての問題であり、琉球にとつての問題ではなかった。琉球諸島内の人々はヤマトの考えとは全く関係なく動いていたのである。では琉球諸島内の住人に関してヤマト・メディアはどのように報道していたのだろうか。以下見ていくことにする。

二 琉球諸島内部の議論

1 琉球からの反論 —— 「君主権」をめぐる

五月五日の『東京日日』に「天界寺其外彼地の官吏又は筑登之どもを呼集め方向を誤らぬやう懇ろに論達せられしかど、猶ほ藩論ハ穩やかならず」とある。また同十二日の『郵便報知』にも「沖繩県下の人民ハ殊の外鎮靜にて各職商を勉むれど、国老始め旧藩士の頑なるハ言語に絶せり、といふ」とある。双方の記事から見られるのは、必ずしも処分には従わない琉球の姿である。さらに五月九日の『東京日日』に琉球の上層部と松田道之琉球処分官とのやりとりに関する記事が掲載される。そこには次のようである。

三月廿八日に今帰仁王子を始め三司官以下の役人廿八名計り内務省出張所に来り嘆願せし大意ハ、抑も琉球藩王ハ内地旧諸侯とハ異にて君主権を有せし者なり。依て是まで通り致し置き度く、との事なれば、松田大書記官曰く、君主権を有したる者ハ上に天子なき者なり。琉球藩王ハ上に日本天子を仰ぎたるにあらずや。又、是まで通り、とハ日清両属の意ならん。君主権を有したる者の言にあらず。日本属国琉球藩王の希望する處なれば、決して相成らず。王子曰く、廢藩置県の儀ハ、清国政府と御談判済のうへ、御達相成り度し。大書記官曰く、政府に対し甚だ不敬

の言語なり。政府属国を処分するに、何ぞ、清国に談判するの理あらんや。首里城受取りの儀も既に陸軍に相達せり。過日相達したる通り、三十一日正午にハ、請取の爲め、必ず城中へ繰り込むべし。尤も、其際に至て嘆願するも、陸軍に規則あり。如何の大事に至るやも計り難し。尤も、処分に從はず城を渡さざれば、拙者ハ取るの權を有するを以て、自から之を取るべし。渡さずして取らるゝよりも、寧ろ恭順して渡して可ならん。

同記事では「君主權」が問題となつてゐる。琉球高官は、琉球藩王は「君主權」を有してゐるので「是まで通り」にしてほしいと述べてゐるのに対し、松田は「君主權を有したる者ハ、上に天子なき者」であるが「琉球藩王ハ、上に日本天子を仰ぎたる」という点から「是まで通り」||「日清両属」を否定してゐる。松田の考えは、西洋型の國際秩序、すなわち主權國家を基礎單位とし、主權者が對内的最高性と對外的獨立性もつもの、を意識してゐるといえるだろう。琉球側がいう「君主權」がどういったものなのか、この部分だけでは判然としない。ただ、近世東アジア國際体制の中では「上に天子」が存在しても君主權を持ち得たことは意識しておく必要があるだろう。

近代以前の東アジア世界秩序は主に朝貢と冊封による關係によつて成り立つてゐた。これは華夷思想や儒教の徳治・礼治の理念などに基づいたものである。中国の周辺國の首長は中国皇帝の徳を慕つて臣下の礼をとるために貢物を持つて中国にやつてくる（朝貢）。すると中国皇帝は返礼として回賜

を与え、中国王朝の爵位などを与える一方、その首長を国王に任命した（冊封）。これにより中国皇帝と朝貢国の国王との間には君臣関係が成立するのだが、朝貢国は正朔を奉じたり定められた条件で朝貢したりするなど儀礼の手続を履んでさえいれば、自主を認められていた。つまりここで成立している君臣関係はあくまで儀礼的なものであり、中国側は実質的な支配を及ぼしていなかった。朝貢国といっても自国の支配はその国の君主に任されていたのであり、朝貢国にも「君主権」はあったのである。

また、特に近世に入ると、中国との対等性を求めるために自ら朝貢国を持つような国が出てくる。例えば日本は琉球やアイヌを朝貢国になぞらえていたし、日朝関係においては双方ともに自らが相手より上位であると考えていたが、仲介している対馬が双方に従うことで、結果として対等な関係となっていた。またベトナムは朝鮮と同じく清に朝貢しているが、国内では「大南皇帝」を自称し、清以外を朝貢国とみなしていたという。すでに述べたように、東アジア国際関係では儀礼を守ってさえいれば朝貢国は自由に国を統治できた。諸外国との関係で別の新たな君臣関係が成立しても、中国皇帝との間の儀礼に影響を及ぼさなければ問題はなかった。したがって日清両属という形態は問題なく成立し得たわけである。³⁰

琉球側はこのような旧来の東アジア国際関係の中での「君主権」を意識していたかもしれない。また、琉球の高官がかつて明治政府に歎願した際にはポーランドの例を挙げ、西洋型国際関係であつて

もいわゆる「両属」が成り立ちうることを述べていたという。³¹⁾琉球はかつてアメリカなど西洋諸国と条約を結んでおり、西洋型国際関係に関して決して無知ではなかったであろう。したがってこの記事で琉球高官が述べている「君主権」というのも、西洋型の君主権である可能性は否定できない。この部分だけで琉球側がどのような「君主権」を意識していたのかはわからないが、少なくとも「是まで通り」の政治体制が維持できるものであったということは確かであろう。しかしながら松田は琉球側の見解をほぼ全面的に否定した。松田の言う「君主権」は「上に天子なき者」であり、主権国家を基礎単位とし、主権者が対内的最高性と対外的独立性もつものを意識しているだろうことはすでに述べた。問題は琉球側の「君主権」を松田が一方的に否定したということである。ヤマトからしてみれば琉球の主張する「君主権」は認められるものではなかったのである。

2 「断行ノ御処置」

次に琉球の統治に関する問題について見ていく。五月十三・十四日の『東京日日』に「東洋政略」と題する社説が掲載される。同記事ではまず朝鮮と琉球に対する政府のこれまでの外交政策について論じている。具体的には江華島事件と台湾出兵から琉球処分へといたる過程についてである。同記事ではこの江華島事件と台湾出兵から琉球処分へといたる過程を「断行ノ御処置」あるいは「断行ノ政略」と述べ、「断行ノ御処置ハ今日ノ政略上ニ欠ク可ラザルモノト成リ侍ルコトハ、世人モ親シク目

撃シテ知り居ル所」であるとしている。しかし『東京日日』は「我政府ハ断行ノ政略ヲ以テ、朝鮮・琉球ヲ処置セラル、ノ、已ムカラザルモノアルカ上ニ、世ノ論者モ亦タ専ラ国威ヲ海外ニ揚ゲント望ムノ心ヨリシテ、常ニ琉球・朝鮮ノ事ニ関シテハ、断行ノ御処置ゾアレカシト思フノ徒モナキニアラザルナリ。是レ強チニ悪ムベキ所見ニハアラザレドモ、却テ眼光ヲ全局ニ放チテ東洋ノ形勢ヲ顧ミレバ、大ニ憂フベキモノアルヲ其レ如何センヤ」と「断行ノ政略」をとることに疑問を呈している。

『東京日日』によると、現在の国際情勢は「群雄割拠ノ世」であるという。そしてこの国際情勢の中で「能ク自国ノ威権ヲ保チ得ント欲セバ、只能クソノ大勢ノ在ル所ヲ察シテ、緩急ノ政略ヲ異ニスルコト在ルベキナリ」と『東京日日』は判断している。そしてこの「群雄割拠」の東アジア情勢において最も注意しなければならないことは「魯西亜ト清国ノ挙止ノ如何」であるとしている。三谷が指摘するように、当時の日本においてロシアの膨張政策を中心に据えて世界政治を見ることは馴染みのあるものであった。⁽²²⁾特に、先にも触れたように、当時清とロシアとの間ではイリ地方をめぐる領土問題があった。そのことは同時代の新聞各紙においても報じられていた。『東京日日』は露清交渉により「若シ、彼ノ両国〔清とロシア〕ヲシテ、連衡シテ東向セシムルガ如キコトアラバ、夫ゾ由々シキ大事ナルベシ」と露清が提携することを非常に警戒している。むしろ「道義上ヨリ論スレバアルマジキコトナレドモ、我邦ノ為ニ謀ルニハ、両国互ニ相争フコソ、我ガ利ナレ」と、露清が争っていた方が日本にとってありがたいと考えている。そのため『東京日日』は「此時ニ当リテ我邦ノ為メニ東洋ノ

政略ト申スベキハ、清廷ノ親睦ノ厚キガ上ニモ一層ノ厚キヲ加ヒ、唇齒ノ關係ヲ保ツテ、以テ要点ト
 ナスコトニゾ侍ルナリ。左レバ、朝鮮・琉球ノ事ニ付キテ余リニ断行ノ御処置アルハ此政略ニ取りテ
 其当ヲ得タルヤ否ナヲ知ルニ苦ムナリ」と「断行ノ御処置」ニ急進的政策を琉球（と朝鮮）に対して
 とることに對して疑義を呈するのである。琉球に關していうと、「琉球ハ已ニ我内地ノコトナレバ、
 道理上ヨリ見レバ、一ノ県地ニシテ、外交ニ關シタルコトハ少シモナキモノ、ゴトクナレドモ、實際
 ニ就テ論スルトキハ、或ハ猶ホ我が王化ニ心服セズシテ、望ヲ清廷ニ断ツコト能ハザルノ輩ナキニシ
 モアラザルベシ。而シテ、彼レガ是マデ日清ニ兩属シタルハ、弱小ノ強大ニ事フル、已ムヲ得ザルモ
 ノニシテ、内政ニ於テハ独立国タルノ対面ヲ存シテ、礼樂刑政トモ悉ク尚氏ヨリ出テタルモノナリ。
 而ルニ、今ヤ我が断行ノ御処置ニ遇ヒ、其君民ノ嘆キ悲ムコト例ヘン様ゾナキニ、亦タ遽ニ民刑ノ兩
 法ヲ改メ、慣習ヲ一時ニ破ルガ如キノ断行アラシメバ、彼島民ハ其煩ニ堪ヘズシテ事變ニ当ラバ、如
 何ナル事ヲ惹キ出スモ知ル可ラズ。良シヤ彼等ノ懦弱ナル敢テソレ程ノ事ヲバ成シ能ハザルモ之ヲ心
 服セシムルハ難カルベシ」となる。

また、清との關係から見た場合、清は明治政府が琉球に對して「断行ノ御処置」を行つてゐるのを
 見てゐるのに、「此上ニモ断行ノ政略ノミ惟レ用キルヲ是法ナリトセバ、恐クハ之ヲ内ニシテハ琉球
 ノ島民ヲシテ益々其煩ヲ厭ハシメ、之ヲ外ニシテ朝鮮ノ君臣ヲシテ益々其猜忌ノ念ヲ増サシメ、而シ
 テ又清廷ヲシテ更ニ其ノ不快ヲ重ネシムルニ至ルヤ必セリ。是レ、豈ニ東洋ノ政略ニ於テ其当ヲ得タ

ルモノト謂フベケンヤ」となる。日清提携を重要視する立場からすれば、清が日本に対して不信感を抱くことは避けるべき事態である。したがって「吾曹ハ、爾後ハ如何ニモシテ沖繩ノ島民ヲ悦服セシメ、朝鮮ヲシテ早く猜忌ノ思ヲ消シ、清廷ヲシテ不快ノ念ヲ絶チ、親睦ノ交ヲ厚フセシムルヲ以テ、第一ノ要訣トセラレンコトヲ冀望スルナリ。若シ能ク此ノ如クナルヲ得バ、仮ヒ此ノ東洋ニ一朝事變ヲ生ジ、妖雲漠々トシテ亜細亞大陸ヲ覆圧スルノ不幸アルモ、独リ我が旭日ノ旗彩ヲ失ハザルノミナラス、其機ニ乗シテ、以テ一世ヲ風靡スルノ偉業ヲ立ツルモ亦タ敢テ難キニ非ザルベキ也」となる。

この記事から判断できるように、『東京日日』は琉球（・朝鮮）に対して穏健的政策でいくべきであることを主張している。ただしそれは「清廷ノ親睦ノ厚キガ上ニモ一層ノ厚キヲ加ヒ、唇齒ノ関係ヲ保ツテ、以テ要点トナスコトニゾ侍ルナリ」ということからわかるように、清との関係を重視する見方からであった。清の日本に対する猜疑心を減らすために、琉球の現状を踏まえた上で、琉球に対して強硬的政策をとり更なる混乱を生じさせることよりも、穏健的政策をとることで人心を安定させた方が良い、と判断したのである。つまり、人心を安定させるために漸進的政策をとるといっても、それは琉球内部の情勢や住人の感情に配慮しつつも国際関係との兼ね合いでより問題を大きくさせないために人心を安定させる政策が好ましかったためだったのである。その背景には、前章で見たような、西洋と対抗するための日清提携が望まれていたということがある。また、「若シ、彼ノ両国ヲシテ、連衡シテ東向セシムルガ如キコトアラバ、夫ゾ由々シキ大事ナルベシ」とあるように清とロシア

が提携することも懸念していた。西洋に対抗するために日清提携を推し進める以上、琉球問題で清との関係が破綻し、清がロシアと提携するようになることは避けるべき事態だったのである。つまりこの穏健論というのは当時の外交関係と深く結びついたものだったといえよう。

3 琉球内の状況

ともかくも国際関係との兼ね合いで穏健的政策をとることが求められた。実際に沖縄県政は基本的に旧慣温存ですすめられていくのだが、果して目的通り人心は安定したのだろうか。六月三日の『東京日日』には「何事も止むを得ざるのほかハ先づ故例旧慣に拠りて施行せらるゝゆゑに昨今ハおのゝくその堵に安んじたる模様なり」とあり、旧慣温存策によつて人心が安定している様を書いていゝる。同記事では「租税の延期に付き人民より歎願するものあれば、能く其情実を調べて即座に聞届けらるゝなどハ誠に旧藩の頃と違ひて寛仁の御沙汰なり、と悦ぶもの多し」とあり、新政治を悦ぶ人びとのことが書かれている。これだけ見ると人心は安定しているように思える。しかし、琉球内の人々が皆、明治政府による支配を喜んでいたというわけではなかった。

六月十日から十二日にかけて、『郵便報知』に沖縄在住の商人からの書面という形で琉球諸島の内情を詳細に記したものが掲載される。そこにはまず旧琉球王国の役人層の党派について「党派幾色にも分れ、偏へに清国を慕ふ者もあれば、日本こそ我が従ふべき国なり、と仰ぐもあり」と少なくとも

二派に分かれていることが述べられている。またその中には「今更藻掻く時ハ却てお為筋相成らす」というのもあれば「斯る場合に立至りたるハ旧三司官の取計ひ悪敷故ぞ、此上の念晴し、彼奴等が息の根とめて呉れんと犇めくあり」とかなり過激なことを考えているものもいることが書かれている。同記事では役人に関して「間切の役人ハ内務省御用掛兼下知役已下を申付けられたれども、一人もお請を致すものなきやにて、風聞にてハ、松田君が三司官を呼出しになり親しく説諭ありしにて、漸く那覇・親見世の旧役人ハ内務省御用掛兼下知役已下をお受なし日々出勤なすとのことなり」とある。どうやら琉球諸島の統治に関して明治政府は旧来の役人をそのまま使うことにしたのだが、旧役人は抵抗し、三司官という役人の最上層が説諭されることよってようやく政府の命令に従うようになったようである。しかしその一方で「一般人民ハ穏和に静まりたれど、特り那覇の士族ハ一般清国へ渡航なし度旨三司官へ申出たれど、三司官ハ勝手にしろと云放したり」そして「此族ハ日々支那より救援ある筈と申居る由」と、三司官は説諭して政府の命令に従うようになったにもかかわらず依然として、特に那覇の旧役人層に、清に請願しようとする者たちがいることを示している。また、このように士族層の中に必ずしもヤマトの支配に従わないものたちがいることについては「当地の士族輩ハ君臣の情誼杯と立派なる議論する者もあれど、全くハ内地の維新以来改革の情態を聞及ひて若し変革の処分に従は、自家の活計上に如何なる困難が生ずるや、と只顧憂慮するの外なしと察せらる」と『郵便報知』は判断している。一方、一般の人々については「平民ハ従来圧制苛税に苦められ、且つ与論

島等へ往復して同地辺と琉球との租税の厚薄を知る者多けれハ、早く沖縄県庁の政令の出を待つが如し⁽³³⁾と述べ、明治政府による統治に期待していると『郵便報知』は述べている。

三司官という琉球の旧役人層でも最上級に位置する者たちの説諭により政府に従うようになった。これはヤマト側からしてみれば琉球側の反発に対して一応の決着がみられたと感ぜられよう。にもかかわらず依然として政府の方針に反発する役人層が存在していた。しかも『郵便報知』によれば彼等がこのように反発するのは「自家の活計上に如何なる困難が生ずるや」という自己の生活上の懸念からであるという。すなわち自分の生活維持のために琉球の士族層の一部は明治政府の支配に反発したと見ているわけである。

ではこのように明治政府に反発するものたちは琉球の多数派であると考えられていたのであろうか。先に引用した『郵便報知』の記事では「特り那覇の士族ハ一般清国へ渡航なし度旨三司官へ申出たれど」と、清への亡命を請願したのは那覇の士族のみであると判断していた。また『東京日日』の十月三十日の記事には「沖縄の民情ハ廢藩置県の際にハ一時恟々たりしもの、如くなりしも。其のち追々新政を施行せらるゝに随ひて其寛仁なるを覚え、ますく徳澤を被らん、と慕ふの色あり。世評には士族ハ頑強にして、或ハ支那に従ひ、或ハ藩屏を維持せん、との党論もあり、など、云ひしが、然る説を唱ふるものハ誠に寥寥にて、まづ士族を十分して申さば其の一分は日清の間に介立せんと主張し、一分はこれに感化せられて此の説に付和し、他の八分ハみな我が政治に服従するものなり」と

ある。明治政府による琉球支配に反発するものは確かに存在していた。そしてそのことはヤマト・メディアにおいても報道され、そのことを通じてヤマト側の読者は琉球の中に新政府に反発する勢力がいることを知ることができた。しかしながらヤマト・メディアの報道は、その明治政府に反発する勢力に関してはあくまで少数派であるということを通じていた。つまり反対勢力がいるにしてもそれはごく小さな問題であり、琉球統治全体としては問題なく進められているということである。

4 「愛国心」と琉球批判

ところで、これまで見たような琉球の姿勢についてヤマト・メディアの読者はどのように見たのだろうか。八月一日の『東京曙』に多賀海平なるものによる「告故琉球人」と題する投書が掲載される。当時は主に新聞によってしか琉球の事情を知り得ないであろうから、この投書は琉球に関する報道に対するヤマトの読者層の反応であるといえるだろう。

この投書で多賀は「琉球国沖縄県人民ハ我日本国民ニアラズヤ。我人民タル（ヤマト）バ何ヲ以テ我人民ノ形状ヲナサズシテ依然故琉球国人ノ風ヲ固守スルヤ。豈奇怪ノ至リナラズヤ」と述べ、旧来の慣習を依然として守ろうとする琉球人の姿を「奇怪ノ至リ」と批判する。更に「沖縄県民ハ乃チ我が国民ナリ。我國民ニシテ一種異様ノ風俗ヲナシテ、好テ故態ヲ株守スルハ是レ日本政府ノ制度ヲ奉セザルナリ。我国土ニ住シ、我粟ヲ食ヒ、而シテ其ノ制度ヲ奉セザルニ至テハ夫レ之ヲ名ケテ何ト言ハン

乎」また「琉球タルモノ断然支那ト絶シ我ニ服從シテ他意ナカルベキニ、猶ホ之ヲ徳トセズ、又書ヲ海外諸国ノ公使ニ贈リ、我ガ版籍ヲ脱セントス。其書又我ヲ誹謗スルモノ多矣。然レドモ政府ノ寛典ナル、其罪ヲ罪トセズ、只海内情勢邦土ノ政略ニ抛リ廢藩置県ニ止マリ其主ヲ華族ニ列シ、邸宅ヲ賜テ之ヲ寵遇ス。政府ノ寛仁、此ノ如クナルニ、琉球人民ニ於テ何ノ足ラザル所アツテカ我制度ヲ奉ゼズシテ故態ニ株守スルコトヲ之レ為スヤ」と、明治政府の支配に従わない琉球の態度を難詰する。

またこの投書で特徴的なのは、「愛国心」、すなわちなシヨナリズムの観点から琉球批判を展開していることである。多賀は「故琉球、今ノ沖繩県民モ亦日本国民タレバ応サニ我輩ト共ニ愛国心ヲ含有スルナラン。其愛国心ハ異様ヲ以テ是ナリトスルカ。又一様ヲ以テ非ナリトスルカ。若シ昔時ノ琉球國ニ於テ其ノ人民ガ日本服ヲ服シ、又支那ノ豚尾頭ヲナスモ其ノ国民タルモノハ心ニ快シトスルカ。既ニ我レニ臣民タル以上ハ我ニ異様タラバ我輩何ソ快トスルヲ得ンヤ。夫レ然リ。然ルトキハ我輩ト共ニ制度ヲ奉ズベキ人民ニシテ我輩ニ異様ニシテ廢跡ヲ守ハ我国ノ体面ニ関シ外国ノ笑ヲ招クニ至ルベキヤ必然ナリ。此ノ如キハ愛国心ニ乏シキ人民ト言ハザルヲ得ズ」であり、よつて琉球人は「一人我政府行政ノ罪人ノミナラズ我々人民体面ノ罪人タリ」と述べる。「其愛国心ハ異様ヲ以テ是ナリトスルカ。又一様ヲ以テ非ナリトスルカ」と述べていることからわかるように、多賀は「愛国心」あるものは「異様」ではなく「一様」であることが必要であると考えている。つまり、多賀は「統一された均質な国民によつて形成される国家」を意識していると言えるだろう。また「夫レ然リ。然ルトキ

ハ我輩ト共ニ制度ヲ奉ズベキ人民ニシテ我輩ニ異様ニシテ廢跡ヲ守ハ我国ノ体面ニ関シ外国ノ笑ヲ招ク」や「我々人民体面ノ罪人タリ」とあることから、多賀は外国、恐らく西洋諸国、から日本がどのような見られてしまうのかを強く意識していると思われる。多賀の観点によれば、「外国ノ笑ヲ招かないためには、日本は統一された均質な国民によつて形成される国家でなければならぬ。しかし、琉球の態度はどうだろうか。旧来の慣習や制度を依然として保持している。また、一部の人々は明治政府の命令に従わず、清へと亡命し王国の復活を求めている。つまり「異様」なのである。多賀は明治政府が寛大な措置をとっているにもかかわらず琉球が反抗的な（と見られる）態度をとっていることを論難する。同時に、日本内に琉球のような「異様」な存在があることは「外国ノ笑ヲ招くことにもつながるといふ点から、琉球を激しく非難したのである。

実際には旧慣温存政策を決めたのは明治政府であった。そして先にも見たように『東京日日』は統治上の観点から旧慣温存政策を支持していた。その背景に西洋に対抗するためには日清提携が必要であり、対琉球政策において問題を起こし日清間で争いを起こすことは避けなければならない、という考えがあつたのはもちろんである。また、琉球内にヤマト支配に従わない者たちが存在していることに関しても、ヤマト・メディアの多くは、彼らはいくまで少数派であり、全体としては統治上問題はない、としていた。『東京曙』も「琉球の」人民至て穏和にして毫も不平の色をなす者なし」と述べ（³⁵）ており、琉球内にはヤマト支配に反発するものがないとしていた。少数派なのだから、琉球内にヤ

マト支配に反発する者がいてもさほど問題視しない、というのがヤマト・メディアの基本的な姿勢だったのである。しかし、このような穏健な報道の中から、強烈なナショナリズムを持つものは、ヤマトに抵抗する琉球像を構築し、激しい琉球批判を展開したのである。

多賀からすれば、例え少数であつても、明治政府による支配に反発するものが存在することは許されるものではなかった。明治政府は琉球に対し「罪ヲ罪ト」しない寛大な政策をとっていた。にもかかわらず、琉球は「我制度ヲ奉ゼズシテ故態」を保持しようとしている。このような琉球の態度を、多賀は、明治政府に対する背信行為であると考えた。また、琉球の態度は、多賀の望む均質な統一された国民からはかけ離れた「異様」なものであつた。琉球のような、日本の勢力内にあるにもかかわらず政府に反抗する「異様」な存在があることは「我国ノ体面ニ関シ外国ノ笑ヲ招ク」ことにもつながる。多賀は、新聞報道から、琉球はヤマトに反抗し、ヤマトの体面を傷つける存在であるというイメージを構築した。そして、この構築されたイメージを元に、多賀は琉球に対する激しい批判を展開したのである。報道は穏健なものであつたにもかかわらず、琉球Ⅱ「異様」あるいは琉球Ⅱ反ヤマト的というイメージが構築され、激しい琉球批判につながる可能性、素地が琉球処分直後の時期にすでに見られるのである。

また、気をつけなければならないのはこの報道が琉球内部に関する報道がなされるようになってから僅か三カ月であるということである。それだけの短期間で報道内容からヤマトに反抗する琉球とい

うイメージを構築するようになったということは、それだけヤマト・メディアの報道が効率的・効果的に読者に沖縄観を感得させたということである。また更にこれほどの短期間で琉球に対する感情が形成されるほど、琉球に対する関心も高かったといえるだろう。

むすび

琉球処分に関してヤマト・メディアは清側の見解を一方的に否定した。その際に西洋側が琉球処分の正当性を認めているということは大きな意味を持っていた。日本にとって西洋は外交の論理において依拠すべき存在であったのである。その一方でヤマト・メディアは東アジアにおける西洋の勢力拡大に対する危機感も持ち合わせていた。それは当時の東アジアに対する西洋の態度などからもたらされたものであった。そして西洋に対抗する危機感は、西洋に対抗するための日清提携を模索する戦略につながる。日本にとって西洋は、外交の論理として依拠すべき存在であると同時に、文化的・政治的・経済的に対抗すべき存在でもあった。

一方、琉球内部についてはどうか。ヤマト・メディアは琉球内にヤマト支配に反発する勢力が存在していることを知っていた。しかし、特に西洋との関係で、ヤマト・メディアは日清間で琉球をめぐる争いが起きることを忌避した。琉球に対して急進的な政策をとって琉球内の反発が大きくな

り、日清間で琉球をめぐる争いに発展することは避けるべき事態だったのである。そのため、ヤマト・メディアは旧慣温存政策を支持し、また琉球内の反ヤマト的勢力に関しても、あくまで少数派であり統治上は問題ないとした。

明治政府が寛容な政策をとっていたにもかかわらず、琉球は旧来の慣習を保持し、またヤマトの制度に従わなかった。強烈なナシヨナリストは、琉球のこのような姿勢を政府に対する背信行為であると考えた。また、例え少数派であっても、琉球内に反ヤマト的勢力が存在することは許されないことであった。琉球内に反ヤマト的勢力Ⅱ「異様」な存在がいるということは、日本が西洋に侮られることにもつながる。琉球は「愛国心ニ乏シキ人民」であり「我政府行政ノ罪人ノミナラズ我々人民体面ノ罪人」という極論があらわれる。新聞報道は穏健なものであったにもかかわらず、琉球Ⅱ「異様」というイメージ、あるいは琉球はヤマトに反発するというイメージが新聞報道から選択された諸記事の上に構築される。このような素地が、琉球処分から半年もたたないうちにすでにあつたのである。そしてこの時期に構築された琉球Ⅱ「異様」あるいは琉球Ⅱ反ヤマトというイメージは、以後琉球が苦しむことになるヤマトに反抗する琉球というイメージが作られる最初のステップとなつた。

【註】

(1) 「琉球処分」の時期をいつまでとするのか、という点に関してはさまざまな議論がある。例えば琉球処分研究を牽引した金城正篤はその時期を一八七二年の琉球藩設置から一八七九年の沖縄県設置を経て一八八〇年にいわゆる改約分島案が発生し終息するまでとしている（金城正篤『琉球処分論』沖縄タイムス社、一九七八年）。また、我部政男は琉球藩設置から明治一四年政変までをその時期としている（我部政男『琉球から沖縄へ』『岩波講座日本通史』第一六巻、岩波書店、一九九四年、一四三頁）。近年では森宣雄が琉球藩設置から沖縄県設置までを（廃琉置県過程）、そして「最終的に琉球の政治権力が日本国家への参入を受け容れ、相互的に琉球の併合が完成される」までを（琉球併合過程）とし、一八九五年から九七年にかけて行われた公同会運動までを琉球処分の時期としている（森宣雄「琉球は「処分」されたか——近代琉球対外関係史の再考——」『歴史評論』六〇三、二〇〇〇年）。また西里喜行は一八七九年の沖縄県設置を「琉球処分」と呼ぶことは不適切であるとして、「廃琉置県」という用語を使っている（安里進他編『県史47 沖縄県の歴史』山川出版社、二〇〇四年、二三四頁。西里喜行『清末中琉日関係史の研究』京都大学学術出版会、二〇〇五年、二九六頁）。

確かに、沖縄県が設置されたことのみをもって琉球が「処分」された、ということには問題がある。実際には沖縄県設置後も、琉球内で様々な反発があった。琉球王国復活を願って清国へ亡命し、請願する行為などはその典型であろう。また、行政の面から見ても、沖縄県が設置された後も旧来の制度は維持され

ていた（旧慣温存政策）。沖縄県が設置されたことによって琉球の「ヤマト化」が終結したわけではないのである。しかしながら、沖縄県が設置されたことにより、名目的には琉球王国が減んだということは事実であるし、また琉球のあり方を主体的に決定できたのはあくまで明治政府であった、というのも確かである。そこで、本稿では、一八七二（明治五）年の琉球藩設置以降の、琉球諸島をヤマト化する過程を象徴する、という意味で、一八七九年の沖縄県設置を「琉球処分」と便宜的に呼ぶことにする。

(2) 沖縄と対置する言葉として「本土」「内地」「日本」を使用すると、沖縄は地理的区分としてのみならず、議論の前提となる関係の認識においてそれらと切り離された「外地」とならざるをえない。つまり沖縄は「日本」の「外」に置かれてしまうことになる。しかし、公会運動などに見られるように、主に日清戦争後になると、沖縄はそれまでの「日本」との歴史的・政治的関係の集積から「日本」の「内」であることを示そうとしてきた。しかし一方で、その歴史過程は沖縄が「日本」の「外」にあることを顕示するものでもあった。このことを鑑みると、沖縄を一方的に「日本」の「外」に位置づける言葉を使用することは、少なくとも「日本」の「内」であることを示そうとする沖縄の営為を無化するという意味で適切さを欠くのではないだろうか。そこで筆者は「いわゆる「本土」を、それを相対化する意味を込めて沖縄でよく用いられる称呼」（鹿野政直『沖縄の淵——伊波普猷とその時代——』岩波書店、一九九三年、vii頁）である「ヤマト」という言葉を使用し、また「ヤマト」で刊行されていた新聞類を「ヤマト・メディア」と総称する。

- (3) 岡義武「明治初期の自由民権論者の眼に映じたる当時の国際情勢」〔岡義武著作集〕第六巻、岩波書店、一九九三年、所収。
- (4) 比屋根照夫『自由民権思想と沖縄』研文出版、一九八二年。
- (5) 三谷博「アジア」概念の受容と変容（渡辺浩・朴忠錫編『韓国・日本・「西洋」その交錯と思想変容』慶應義塾大学出版会、二〇〇五年）。
- (6) 塩出浩之「琉球処分をめぐる日本の新聞論議」『政策科学・国際関係論集』第九号、二〇〇七年三月、同立と共存の歴史認識——日中関係一五〇年』東京大学出版会、二〇一三年）。
- (7) 沖繩本島——大隅半島間の海底電信敷設が完了したのは、日清戦争後の一八九六年九月のことである。更に沖繩本島から石垣島を経由して台湾にいたる海底電信敷設が完了したのは一八九七年五月三〇日であった。島田勝也「明治政府の沖縄への海底電信敷設に関する考察——沖縄丸の軌跡——」『地域研究』一〇号、二〇一二年。
- (8) 以下は主に稲田雅洋『自由民権の文化史』筑摩書房、二〇〇〇年、によった。
- (9) 佐々木隆『日本の近代14 メディアと権力』中央公論社、一九九九年、六八～七二頁。
- (10) 稲田、前掲注（8）書、一〇八頁。塩出「琉球処分をめぐる日本の新聞論議」五八頁。
- (11) 團藤充己「『東京日日新聞』の「御用」化に関する一考察——「太政官記事印行御用」の再検討——」

- (二〇一三年三月メディア史研究会月例会報告)。
- (12) 稲田、前掲注(8)書、一一八頁。
- (13) 稲田、同前、九〇頁。
- (14) 一八七二年、イギリス商人のアーネスト・メジャー(Ernest Major)が創刊。「編集と経営の仕事は中国人が分担し、「中国人の耳と目」を標榜していたものの、基本的には西洋人の利益となっていた新聞」(卓南生『中国近代新聞成立史』ペリかん社、一九九〇年、二二九頁)。
- (15) 以上、『郵便報知』一八七九(明治十二年五月二日)なお、特に指摘しない限り、本稿で引用する記事は全て一八七九年のものである。
- (16) 以上、『郵便報知』五月三日。
- (17) 『郵便報知』五月二日。
- (18) 以上、『東京日日』五月五日。
- (19) 王韜が一八七四年一月五日に創刊した新聞。王韜(一八二八〜九七)は蘇州の生まれ。「一般に「香港における書記の中国系諸新聞の発展に尽した主要人物」として知られ、「中国ジャーナリストの父」とも評される」人物。西里、前掲注(1)書、第三編、附章II。
- (20) 以上、『郵便報知』六月二十三日。
- (21) 以上、『東京日日』八月六日社説「支那ノ關係」。なお、自称が「我輩」となっていることからこの社説の

執筆者は福地源一郎ではないと思われる。

- (22) 以上、『郵便報知』八月三十日。
- (23) 以上、『東京日日』七月二日「倫敦タイムス抄訳 琉球処分」。
- (24) 以上、『郵便報知』九月一日社説「日清ノ交渉」。
- (25) 『郵便報知』九月二日社説「日清ノ交渉」。
- (26) 以上、『東京日日』九月二日社説「琉球ノ閼繫」。
- (27) 佐藤誠三郎「幕末・明治初期における対外意識の諸類型」(同『死の跳躍』を越えて)(新版)、千倉書房、二〇〇九年)、松本三之介「近代日本の中国認識」以文社、二〇一一年、七〇〜七二頁、七八頁。塩出浩之「征韓・問罪・公論——江華島事件後の対朝鮮政策をめぐるジャーナリズム論争」(坂本一登 五百旗頭薫 編『日本政治史の新地平』吉田書店、二〇一三年) 九八頁。
- (28) 坂野正高『近代中国政治外交史』東京大学出版会、一九七三年、三二五〜三三二頁。
- (29) また、日本の西洋に対する劣等意識があったということにも注意する必要があるだろう。佐藤、前掲注(27)論文。
- (30) 三谷博他編『大人のための近現代史 19世紀編』東京大学出版会、二〇〇九年、九〜一三頁。
- (31) 西里、前掲注(1)書、三一頁。
- (32) 三谷、前掲注(5)論文、二二六頁。当然ながら、当時のロシアの対外政策についても意識しておかなければならない。

ればならない。ロシアはその南下政策でイギリスと対抗していた。露土戦争やアフガン戦争はその現れである。当初ロシアはインドを狙っていたため、イギリスと争うことになったのだが、日本からすればロシアの関心がアジアに移ることは大きな懸念材料であった。またイギリス系のメディアの存在がロシアへの関心をより高めたという側面もあった(三谷、同前)。

(33) 以上、『郵便報知』六月十日。

(34) 以上、『郵便報知』六月十二日。

(35) 『東京曙』五月三日。